平成２９年（フ）第２２５号
北海道北斗市本町２丁目１番22号　本町レジデンス　103
債務者　濱田　利彦
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４５号
岩手県大船渡市大船渡町字地ノ森36番地17佐賀荘２号、前住所岩手県気仙郡住田町上有住字小台76番地
債務者　水野千恵美
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第４６号
島根県出雲市園町381番地
債務者　大野　耕平
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第４７号
島根県出雲市園町381番地
債務者　大野　太輔
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１５０号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｓ－309号
債務者　常光　徳広
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０４０号
埼玉県川口市西青木５丁目１番22号　アレックス旭106号
債務者　渡辺美千代
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
愛知県安城市三河安城本町２丁目１番地６　レゾンシティ三河安城ザ・レジデンス1203、前住所愛知県海部郡大治町大字西條字須先59番地　ヴェルドミールＡ202号
債務者　宮園　　勲
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
愛知県岡崎市門前町１丁目21番地
債務者　ＡＣＴこと　三浦　淳之
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
愛知県豊田市天王町１丁目１番地77
債務者　宇都宮業務店こと　宇都宮謙作
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
静岡市清水区新富町１番36号
債務者　佐藤　彰洋
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１８号
静岡県藤枝市上青島420番地の５
債務者　前田　昌宏
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４１号
静岡市清水区蒲原小金159番地の３　コーポオオイシ101号
債務者　芳賀　良典
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５２０号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目３番61号田中ハイツＣ棟　103号
債務者　麻野　由香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６００号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番402―103号
債務者　川合　　雅
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５号
島根県出雲市松寄下町1114番地２　コーポＥＢＩＳＵ－Ｂ－101
債務者　中島真由美
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後１時45分
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１４２号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目18番11―105号ハッピーハウス
債務者　安里さつき
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部